

令和8年度 府中市 協働のまちづくり活動補助事業



町内会などの自主的・主体的なまちづくり活動を支援します!

1団体 上限
100 万円
まで!

協働のまちづくり活動補助事業とは?

町内会などの住民自治組織が、地域コミュニティ団体などの協働団体と連携して行う地域課題の解決やまちの活性化につながる自主的・主体的な市民活動に対し、経費の一部を補助します。

※詳しくは、令和8年度府中市協働のまちづくり活動募集要項をご確認ください。

募集期間

【第一次締め切り】
~7月31日(金)

【第二次締め切り】
~10月30日(金)

※第一次締め切りで予算が余った場合

応募・問い合わせ先

府中市地域づくり課地域活力創生係

〒726-8601 府中市府川町 315 番地 TEL (0847) 44-9155 FAX (0847) 46-3450

E-Mail chiikisinko@city.fuchu.hiroshima.jp

1 補助金制度の概要

多様な市民協働の担い手による、地域課題の解決やまちの活性化につながる活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 対象者

補助金の対象者は、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 府中市内の町内会
- (2) 府中市内・市外の法人（非営利団体等も含む）
- (3) 府中市内・市外の個人事業主
- (4) (1)～(3)が所属する市内・市外の任意団体

3 対象となる事業

補助金の対象事業は次の全てに該当する事業です。

- (1) 府中市内の地域課題の解決やまちの活性化につながる活動に関する事業
- (2) 地域（町内会等）と連携した事業
- (3) 協働のまちづくり活動審査会が認めた事業（ただし、市長が認める場合は、審査会の審査を要しないものとする）

【これまでの事例】

施設改修で餅や味噌の加工販売を継続 ～矢野町内会～



矢野町内会では、これまで女鹿加工センターで餅、味噌などを加工し販売してきましたが、食品衛生法の改正により漬物等の製造販売は、厳格な施設基準を満たした場合にのみ許可されることとなりました。そこで、保健所の許可を得て従来の取組が継続できるよう、雌鹿加工センターの水道施設やトイレ改修などを行うために、協働のまちづくり活動補助事業にエントリーされました。

審査会では、食品衛生法の改正に伴う厳格化を施設改修によって適合化を図るという先駆的でチャレンジングな取組であり、改修後に自走できる仕組み作りもできている好事例であると評価されました。

この補助事業によって、地域住民の生きがいがいづくりや地域活性化の継続につながるほか、矢野地区の新たな交流人口の拡大も期待できるようになりました。

このほかの採択事業

- ・ 鵜飼町内会（鵜飼公会堂の改修と利用促進）
- ・ 小塚町内会（神楽文化の継承と発展）
- ・ 本山町町内会（里山再生及び交流基盤の整備）



4 対象とならない事業

「3 対象となる事業」に関わらず、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 政治的または宗教的活動を目的とするもの
- (2) 特定の個人または団体の利益を目的とするもの
- (3) 市または他の地方公共団体等の補助金の交付を受けるもの
- (4) 備品等の購入のみを目的とするもの
- (5) 他の事業関係者への報酬や食糧費（弁当、お茶代等を除く）
- (6) 領収書等により確認することができない経費
- (7) 市長が適当でないと認めるもの

5 対象となる経費

支出項目	対象となる経費	対象とならない経費
報償費	・講師、専門家への謝礼等	・事務職員の経常的な雇用経費 ・団体構成員への謝礼 ・菓子折り等の物品による謝礼等
旅費	・講師、専門家の交通費や宿泊費 ・視察、研修等の参加に対する交通費や宿泊費	・臨時的なアルバイト、ボランティア等への交通費や宿泊費 ・視察、研修以外の団体の構成員に対する交通費や宿泊費 ・ガソリン代
研修等参加負担金	・視察、研修等の参加負担金等	・連合組織への参加負担金等
消耗品費	・事務用品費	
原材料費	・材料、資材の購入費	
印刷製本費	・ポスター、チラシ等の作成、印刷にかかる経費	
通信運搬費	・切手、はがき、郵送料等	
手数料	・振込手数料	
使用料及び賃借料	・会議室、会場の使用料 ・機器類の賃借料	
委託料	・専門的知識、技術等を要する業務についての委託料	・計画、立案、実行の全てを委託する業務委託料
備品購入費	・当該活動に必要不可欠と認められる備品の購入費	・当該活動に必要と認められないもの ・パソコンやポットなど、補助対象活動以外へ使用可能なもの
工事請負費	・当該活動に必要と認められる工事費（修繕費等）	
その他	・活動の実施のために必要	・他団体への補助金として

	な経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費	の支出 ・商品券等の金券、記念品当の購入 ・土地の取得、造成及び保証に関する経費 ・団体の経常的な運営に関する経費（家賃、電話料、事務所賃貸料等） ・領収書等により、支払ったことを明確に確認することができない経費 ・社会通念上、適切でないと認められる経費等
--	----------------------	---

6 補助金の額

1 事業あたり上限 100 万円（補助率 5 分の 4）。

※ 千円未満は切り捨て。

7 申請期間

(1) 第一次締め切り

令和 8 年 5 月 20 日（水）～令和 8 年 7 月 31 日（金）必着

(2) 第二次締め切り

令和 8 年 8 月 1 日（土）～令和 8 年 10 月 30 日（金）必着

8 提出書類など

(1) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 見積書、カタログなどの支出の内容、金額が確認できる書類
- ③ 定款、規則、会則などの団体としての運営上の規律が確立されていることが確認できる書類
- ④ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出方法

持込、郵送または、メールで提出してください。

(3) 提出先

（持込、郵送の場合）

〒726-8601 府中市府川町 315 番地

府中市 市民生活部 地域づくり課 地域活力創生係

（メールの場合）

chiikisinko@city.fuchu.hiroshima.jp

(4) 提出部数

1 部

9 審査

(1) 審査会

協働のまちづくり活動審査会を開催し、当該申請に係る審査、選考を行います。申請者は、審査会で当該申請に係るまちづくり活動について説明を行っていただく場合があります。審査の結果によっては、不採択や、減額での採択となる場合もあります。

(2) 審査基準

- ① 協働性（地域と連携しているか）
- ② 必要性（地域のニーズに沿っているか）
- ③ 公益性（地域に広く利益をもたらすか）
- ④ 実現性（事業計画に無理がないか）
- ⑤ 自立性（将来の自立的な活動が期待できるか）

10 事業内容の変更について

交付決定を受けた事業について、申請内容（当初の計画や予算）の変更を必要とする場合は、変更申請書（様式第4号）を提出し、あらかじめ市の承認を受けてください。

11 実績報告

事業が終了したら速やかに次の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 領収書等の支出の内容、金額が確認できる書類
- (3) 事業実施が確認できる写真など
- (4) その他市長が必要と認める書類

12 補助金の交付

実績報告をしていただき、内容を審査した後に、指定口座に入金します。

なお、必要がある場合には前払いすることもできますので、その際は地域づくり課までご相談ください。

13 決定の取消しと助成金の返還

次のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部または一部を取り消す場合があります。取り消された場合は、助成金を返還していただきます。

- (1) 申請書、その他の関係書類に虚偽の記載をし、補助金の交付を受けたときや、不正な行為をしたとき
- (2) 交付決定を受けた補助対象事業以外に補助金を使用したとき
- (3) 交付決定を受けた補助事業を中止したとき
- (4) その他府中市補助金交付規則、府中市協働のまちづくり活動補助金交付要綱に違反したとき

14 問い合わせ先

府中市 市民生活部 地域づくり課 地域活力創生係

TEL : 0847-44-9155

MAIL : chiikisinko@city.fuchu.hiroshima.jp